

令和6年6月19日

お客さま 各位

愛知信用金庫

「あいしん法人インターネットバンキングサービス利用規定」の 一部改定について

平素から、愛知信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫は「あいしん法人インターネットバンキングサービス利用規定」を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます ので、予めご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 改定日

令和6年9月2日(月)

2. 改定する利用規定

「あいしん法人インターネットバンキングサービス利用規定」

- 3. 主な改定内容
 - ・第12条「パスワードの盗取等による不正な資金移動等」における2. 補償対象額 について、当金庫が別途定める金額を上限とする旨を追記。
 - ・その他軽微な修正を実施。

詳細につきましては、次頁以降の「新旧対照表」をご覧ください。

また、補償対象額に関する詳細につきましては、次頁以降の「インターネットバンキングを利用した不正送金被害への補償対応について」をご覧ください。

<本件に対するお問い合わせ先>

愛知信用金庫 業務統括部

TEL 052-446-5201

受付時間 平日9:00~17:00

(1)ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれ

新 IΒ 第1条~第5条 (略) 第1条~第11条 (略) 第6条 データ伝送サービス 第6条 データ伝送サービス 1. ~3. (略) 1. ~3. (略) 4. 総合振込 4. 総合振込 (1)~(2)(略) (1)~(2)(略) (3)ご契約先は、振込を依頼するときには、事前に振込指定口座の確 (3)ご契約先は、振込を依頼するときには、事前に振込指定口座の確 認を行うものとします。その場合は、振込口座の確認に当金庫が協力し 認を行うものとします。その場合は、振込口座の確認に協力します。 ます。 (4)~(5)(略) (4)~(5)(略) 5. 給与振込(賞与振込) 5. 給与振込(賞与振込) (1)~(2)(略) (1)~(2)(略) (3) ご契約先は、振込を依頼するときには、事前に振込指定口座の確 (3) ご契約先は、振込を依頼するときには、事前に振込指定口座の確 認を行うものとします。その場合は、振込口座の確認に当金庫が協力し 認を行うものとします。その場合は、振込口座の確認に協力します。 ます。 (4)~(5)(略) (4)~(5)(略) 第7条~第11条 (略) 第7条~第11条 (略) 第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等 第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等 1. 補償の要件 1. 補償の要件 お客様ID、各種パスワード等、または電子証明書の盗取等により行わ お客様ID、各種パスワード等、または電子証明書の盗取等により行わ れた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、 れた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、 ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等に係る損害(手数料や利息を ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等に係る損害(手数料や利息を 含みます)の額に相当する金額の補償を当金庫が別途定める金額を上限 含みます)の額に相当する金額の補償を請求することができます。

として請求することができます。

(1) ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれ

新	IΒ
た後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。	た後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
(2) 当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なご説明をいただいてい	(2) 当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なご説明をいただいてい
ること。	ること。
(3) ご契約先が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に	(3) ご契約先が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に
協力されていること。	協力されていること。
2. ~3. (略)	2. ~3. (略)
4. 補償の制限	4. 補償の制限
(1) (略)	(1) (略)
① (略)	① (略)
ア)当該資金移動等が、ご契約先の配偶者、 <mark>二親等</mark> 内の親族、同居の親	ア)当該資金移動等が、ご契約先の配偶者、二等親内の親族、同居の親
族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合、もしくは	族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合、もしくは
それらの者が加担した盗用によって行われた場合。	それらの者が加担した盗用によって行われた場合。
イ) ~オ) (略)	イ) ~オ) (略)
② (略)	② (略)
(2) (略)	(2) (略)
5. ~ 6. (略)	5. ~6. (略)
第16条~第23条 (略)	第16条~第23条 (略)
以上	以上
(令和6年9月2日改定)	(令和2年4月1日改定)
	(令和2年10月6日一部改定)

以 上

インターネットバンキングを利用した不正送金被害への補償対応について

当金庫では、万一、お客様がインターネットバンキングを利用した不正送金被害に遭われた場合には、以下の補償基準等に基づき、原則として当金庫が補償させていただきます。

ただし、被害に遭われたお客様に「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分にご注意くださいますようお願いいたします。

記

1. 補償限度額

利用サービス	補償対象者	補償限度額
あいしん個人インターネット	個人のお客様	原則として被害額の全額を補償いたします。
バンキングサービス	個人事業主のお客様	500 万円を上限として被害額を補償いたします。
あいしん法人インターネット	法人および個人事業主の	
バンキングサービス	お客様	

- ※補償は1契約あたり年1回限りとさせていただきます。
- ※「補償対象外」または「補償減額」となる場合がありますのでご留意ください。
- ※お客様の過失等については、被害に遭われた状況等を踏まえ、個別に補償の判断をさせていただきます。
- 2. 補償の前提となる条件
 - (1)当金庫への速やかなご通知(通知日の30日前以降に発生した被害が補償対象となります)
 - (2) 当金庫への十分なご説明とご協力
 - (3)警察への被害事実等の事情説明や捜査へのご協力
- 3.「補償対象外」となりうる場合の例
 - (1)お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用者(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合、また、法人の場合は従業員など会社関係者(法人役員の親族等も含む)によって行われた場合
 - (2)被害状況についての当金庫に対するお客様のご説明において、重要な事項に関し偽りがあった場合
 - (3)他人にパスワードを知らせた場合
 - (4)メーカーのサポート期限が経過したOSやブラウザ等を使用している場合
 - (5) 第三者からの指示または脅迫により生じた損害
 - (6)上記と同程度の過失が認められた場合
 - (7)戦争、天災事変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が 行われた場合

なお、詳細につきましては、「あいしん個人インターネットバンキングサービス利用規定」ならびに「あいしん法 人インターネットバンキングサービス利用規定」をご確認ください。

4. 「補償減額」となりうる場合の例

- (1) 当金庫から生年月日等の推測されやすいパスワードから別の番号に変更する個別的、具体的、複数回に わたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、 自動車などのナンバーをパスワードにしていた場合で、かつ、パスワードを推測させる書類等(免許証、健康 保険証、パスポートなど)を盗取された場合
- (2) IDおよびパスワードを容易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、メモ等とともに携行・ 保管していた場合
- (3)インターネットバンキングに使用するパソコンに関し、OSやブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していない場合
- (4) 当金庫が推奨する環境、セキュリティ対策(電子証明書、ワンタイムパスワードやウィルス対策ソフト「Rapport (ラポート)」)を実施していない場合
- (5)その他お客様に上記の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合 なお、詳細につきましては、「あいしん個人インターネットバンキングサービス利用規定」ならびに「あいしん法 人インターネットバンキングサービス利用規定」をご確認ください。

5. 被害に遭われた場合のご連絡先

不正な払戻しの被害に遭われた場合には、すみやかにお取引店または下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】愛知信用金庫 業務統括部

お電話:052-446-5201 受付時間 平日9:00~17:00

以上